美波町地域商品券について

役場産業振興課☎ 0884-77-3617 ／美波町商工会☎ 0884-77-0759

原油価格・物価高騰に大きな影響を受けている町民ひとりひとりを支援し町内の経済活性化を図るため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、地域商品券を発行します。

●対象者

① 美波町の住民基本台帳に登載している方（令和８年１月１日時点）
② 地方税法第 294 条第３項が適用されている方

●配布金額

ひとり２万５千円
【１セット 25 枚（1,000円×25枚)】

●取扱店舗

取扱店舗は、美波町地域商品券に同封する取扱店舗一覧をご覧ください。
取扱店舗にはポスターを張り出します。

●利用期間

令和８年３月１日～令和８年８月 31 日まで
※有効期限を経過した商品券は無効となります。

●配布方法

令和８年２月下旬以降、郵送で各家庭に、個人宛にて発送します。
※商品券の到着時期には、配送の都合によりずれがあります。

●つり銭

つり銭は出ません。

●対象外商品（以下の物は購入出来ません）

（1） ビール券、図書券等の有価証券、プリペイドカード、印紙、切手等、換金性の高いものの購入
（2） タバコの購入
（3） 税金、振込手数料、公共料金等（電気、水道料金等）への支払い
（4） 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品への支払い
（5） 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
（6） 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条に規定する営業に関する支払い
（7） 取扱店舗が指定する商品券利用除外商品等

令和8年3月31日、美波町は町制20周年を迎えます。未来の「あなた」や「大切な人」へ、手紙を送りませんか?

役場総務課☎ 0884-77-3611

町制20周年記念、10年後に届く手紙「ときめき未来便」を応募します。

旧日和佐町と旧由岐町が一つになり、美波町として歩み始めてから、まもなく20年を迎えます。この節目の年に、10年後の自分や大切な人へ向けて、今の想いを手紙に書いてみませんか？ お預かりしたお手紙は、美波町が大切に保管し、10年後の令和18年（2036年）3月31日に、ご指定の場所へ郵送させていただきます。

● 参加の概要について

▶対象
美波町在住の方であれば、どなたでも参加可能です。

▶お預かりできる手紙の数
お１人様につき１通まで

▶ハガキで送る場合
・昔の年賀ハガキや、余ったハガキでOKです！
・手作りハガキや絵はがきも大歓迎です。
・85円分の切手を貼ってください。

▶手紙（封筒）で送る場合
・「定型サイズ」の封筒をご利用ください。（定形外不可）
・秘密の内容、写真を同封したい方におすすめです。
・便箋を入れ、しっかり封をしてください。
・110円分の切手を貼ってください。

▶手紙（封筒）の記載方法

【タテ型】

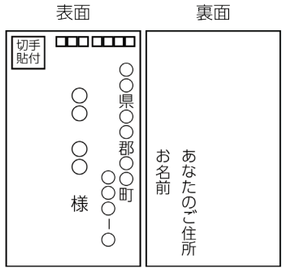

【ヨコ型】

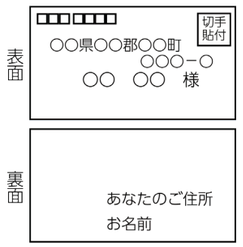

▶こんな手紙を送るのにぴったりです
・卒業記念に、クラス全員で未来の自分に
・お子さんやお孫さんへ、成長を願って
・10年後のパートナーへ、感謝を込めて
・小さな画伯の作品 （お子様が描いた絵）
・10年後の自分へ、エールを
・両親へ普段言えない「ありがとう」
・10年後の美波町へ

▶募集締切日
※ 令和8年（2026年）3月31日

▶ご注意
※ 現金、貴金属、壊れやすい物の同封は不可
※ 10年後の切手の差額分は町で負担いたします。

▶お預かりできる封筒のサイズ
最大サイズ：長辺23.5cm以内 × 短辺12cm以内
厚さ：1cm以内
重さ：50g以内

▶お問合せ先
役場総務課 ☎ 0884-77-3611

未来へとどけ、
きらめく想い。

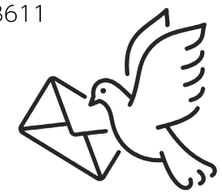

● 参加方法 かんたん３ステップ

① 手紙の準備
ハガキまたは封筒を準備し切手を貼り手紙を作成する。封筒は必ず「定形郵便サイズ」を守ってください。

② 宛名を書く
【表面】お名前とご住所 ※10年後に届きます
【裏面】差出人のお名前とご住所 ※応募者のお名前

③ 受付窓口へ提出
役場本庁／由岐支所／由岐公民館／日和佐公民館

● 個人情報の取り扱い / ご注意

【個人情報の利用目的】
本事業の配送業務以外には一切使用いたしません 。

【住所変更の届出】
保管期間中（10年間）に転居された場合は、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合、お届けできないことがあります。

【免責事項】
天災等の不可抗力により郵便物が破損・消失した場合は、責任を負いかねますのでご了承ください 。